

弘前市ごみ減量化・資源化の取組に関する協定書

津軽みらい農業協同組合（以下「甲」という。）と弘前市（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、弘前市のごみの減量化・資源化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、循環型社会の形成と地球にやさしい「あずましい ふるさと」を目指し、甲と乙が相互に連携協力して、ごみ減量化・資源化の推進及びごみの適正処理等に取り組むことを目的とする。

（甲の取組）

第2条 甲は乙と協力して、甲の組合員に対し、農業生産活動によって出るごみの適正排出及び減量化・資源化が図られるよう次の項目の取組を呼びかけ、支援することによって、組合員の意識向上を図る。

- (1) 乙が発信する情報を参考に、事業系ごみの排出ルールを理解し、ごみの適正排出に努める。
 - (2) 農業生産活動によって生じた剪定枝や刈草のほか、やむを得ず廃棄することとなった農作物については、土壤への漬き込みや堆肥化を優先させ、ごみの減量化が図られるよう努める。
- 2 甲は乙と協力して、次の项目的取組を進め、ごみの適正排出及び減量化・資源化を図る。
- (1) 組合員が適正に処理することができるよう、産業廃棄物（農業用廃プラスチック類や廃農薬）の地域回収システム構築に努める。
 - (2) 甲の支店等において、オフィス町内会を活用し、古紙類の再資源化に積極的に取り組む。

（乙の取組）

第3条 乙は甲と協力して、ごみの減量化・資源化に係る意識啓発活動を実施する。

- 2 乙は、市全体がごみ減量化・資源化に積極的に取り組める環境を整備するため、次の项目的取組を実施する。
- (1) 広報誌やホームページなどを用いて、わかりやすい情報を発信する。
 - (2) 事業所向け出前講座を通じ、わかりやすく周知啓発を行う。
 - (3) 「事業系ごみガイドブック」を用いて、ごみの分別や排出方法に関する周知を行う。
 - (4) ごみ集積所における実態調査やごみ処理施設における事業系ごみの展開検査により、事業系ごみ排出状況の実態を把握する。
 - (5) 甲が産業廃棄物（農業用廃プラスチック類や廃農薬）の地域回収システムを円滑に構築できるよう、必要な協力をを行う。
- 3 乙は、本協定の取り組みについて、市民の理解と協力が得られるよう広く周知する。

（意見交換）

第4条 甲及び乙は、ごみ減量化・資源化の取り組みを推進するため、積極的に意見交換を行い、相互に協力できる項目の確認やそれぞれの取り組みの進捗状況について、情報共有を図るもの

とする。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定は、協定締結日から1年間をもって終了するものとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で必要が生じたとき又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定することとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年 8月21日

甲 平川市本町北柳田23番地8
津軽みらい農業協同組合
代表理事組合長



山内

乙 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市
市長



櫻田 宏